

令和4年1月25日

県内事業者 様

長崎県産業労働部長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について（依頼）

日頃から、県政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県の新型コロナウイルスの感染状況については、まん延防止等重点措置の要請後も、連日400人を超える感染者が確認され、県下全域で急速に感染が拡大しており、こうした状況を踏まえ、まん延防止等重点措置の対象区域を県下全域に拡大することとしたところです。

つきましては、1月25日に知事から県民の皆様へお願いした新型コロナウイルス感染症への対応についてご確認のうえ、取組の徹底をお願いいたします。

なお、引き続き職場関連の感染事例も見られることから、事業所における感染防止対策について、経営者自らが危機意識をもって対応するとともに、従業員まで周知徹底を図られますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

○長崎県「まん延防止等重点措置」

■期間：1月26日（水）～2月13日（日）※時短要請は1月28日（金）～

■対象区域：県下全域

1 県民の皆様への要請等

【期間】1月26日（水）～2月13日（日）

- ・不要不急の外出を控える
- ・午後8時以降、飲食店にみだりに出入りしない
- ・県外との不要不急の往来は控える
- ・会食について、
 - ◇感染対策が徹底されたコロナ対策認証店を利用
 - ◇普段一緒にいる方と、4人以内かつ2時間以内とする
 - ◇会食の際もマスクを外したままの会話は控える
 - ◇営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控える
- ・「マスクの着用」「手指消毒」「密を避ける」「定期的な換気」等の基本的な感染対策を徹底
- ・家庭内においても会話時のマスク着用や換気など、できる限りの感染対策を実施

- ・体調が少しでも悪いときは、外出や会食を控え、すぐに医療機関に電話で相談
- ・無症状の方でも感染不安がある方は無料検査を受検

2 飲食店等への要請

【期間】 1月28日（金）～2月13日（日）

- ・営業時間を午後8時までに短縮
- ・終日、酒類の提供を行わないこと（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）

3 集客施設への要請

【期間】 1月26日（水）～2月13日（日）

- ・入場をする者の整理等
- ・入場をする者に対するマスクの着用の周知
- ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止
- ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
- ・施設内での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の持ち込みを含む）の自粛

4 イベント等の取り扱い

- ・イベント、集会等は開催の中止・延期等を含めて慎重に検討
- ・開催する場合は、人数上限を適用し、基本的な感染防止策を徹底

5 その他の要請

【事業者】

- ・県外出張の際は、出張先での県外の方との会食を控える
- ・業種別ガイドラインを遵守
- ・時差出勤やリモートワークの推進等による出勤者の半減
- ・職場における感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、換気励行、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得等、居場所の切り替わり（休憩室、更衣室、喫煙室等）への注意など）の徹底
- ・職員の行動管理や健康管理（N-CHATの活用等）を徹底